旭川市報道依頼

各報道機関　様

発表日	平成28年5月9日
発信課	広報広聴課広報係
担当者	鎌田　博文
連絡先	電　話　0166-25-5370
	FAX　0166-25-6515
	E-mail　h_kamada@city.asahikawa.hokkaido.jp

分　類	イベント・行事
日　程	5　月　12　日　～　5　月　12　日
発表項目 （行事名）	株式会社ゼンリンとの間で「旭川市暮らしの便利帳共同発行事業に関する協定」と「災害時における地図製品の供給等に関する協定」を締結します。
概　要 （趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。	1　協定書調印式 （1）日時　平成28年5月12日（木）午後3時30分から （2）場所　旭川市総合庁舎2階　秘書課第2応接室 （3）相手方出席者 株式会社ゼンリン 上席執行役員第一事業本部長 山本　勝 様ほか 2　協定の概要 （1）「旭川市暮らしの便利帳共同発行事業に関する協定」（広報広聴課所管） 窓口での各種手続，施設案内，地域情報等を掲載した「旭川市暮らしの便利帳」を共同で発行し，市内全世帯等に無料配布するものです。 【発行概要】 ア　発行時期　平成28年10月（予定） イ　発行部数　187，000部（予定） （全戸配布分165,000部，転入者等配布分22,000部） ウ　仕様　A4版，オールカラー，180ページ程度 エ　掲載内容　各種手続等の行政情報，施設案内，地域情報，市内地図，企業広告等 オ　配布　市内全世帯に無料配布するほか，転入者・希望者に配布。 カ　作成費用　株式会社ゼンリンが市内の企業等から募集する広告収入で賄われるため，市の負担を伴わない事業となります。 （2）「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」（防災課所管） 株式会社ゼンリンの地図製品等について，災害発生時のほか，平常時の防災訓練などで使用するために提供を受けるものです。 この協定により提供を受ける地図製品は，災害時に本市災害対策本部等で活用するものであり，今回の協定の締結により，本市の防災体制の一層の強化が図られます。
添付資料	無
報道（取材）に当たってのお願い	報道機関からの質問につきましては，協定書調印式終了後に各担当課及び（株）ゼンリンにおいてお受けします。
備　考	・「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」に関する問合せ先 防災課　那須（電話0166－33－9969）